

**公益財団法人掛川市文化財団
目指す姿（改訂版）**

～ 使命と戦略 ～

公益財団法人掛川市文化財団

1 社会状況の変化と文化芸術を取り巻く状況

(1) 社会・経済環境の変化

① 少子高齢・人口減少社会の到来

平均寿命が伸びたことによる老年人口の増加とともに、晩婚化や非婚化による出生率の低下が同時に発生しており、少子高齢・人口減少社会が急速に進んでいる。これにより経済成長率の低下や子どもの社会性の発達が損なわれることが懸念され、子どもが健やかに育つ地域環境づくりや、高齢者や障がい者など社会参加の機会を逸している人が生きがいを持って暮らすことができる地域環境づくりが必要である。地域における文化振興は市民がより身近な場所で文化活動に参加し、文化芸術の鑑賞または創造することができる社会の形成に寄与する。

→SDGs 目標 4：すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提案し、生涯学習の機会を提供する。

② 互助・共助の重要性

都市部において顕在化している近隣の人間関係の希薄化は地方においても同様に深刻化している。子どもや高齢者が巻き込まれる事件や犯罪・事故などのなかには、地域の見守りや支え合いがあれば防げるものも少なくない。また、近年頻発する自然災害時における住民同士の支え合いや市民ボランティアなどは、被害の減少や早期の復旧のための大きな力となっている。今後、地域の絆の維持と再生、互助、共助の重要性は増していくものと考えられる。

③ 情報化社会の進展と情報リテラシー

情報通信技術の急速な発展に伴い、時間を問わず世界的な規模での情報交換や情報発信が可能となった。情報通信技術の発展は、個人の能力や想像力を発揮する有益な影響がある一方、SNSの急激な普及により情報ネットワークを活用した新しい形のコミュニティにおけるコミュニケーションのあり方など、人間関係に及ぼす様々な影響も指摘されている。大量の情報が容易に入手できるため、どの情報が正しいのか、また生活していく上で自分にとってどの情報・知識が重要であるのか、自ら判断する能力(情報リテラシー)も求められるようになった。こうした中で情報を主体的に活用していく為に、文化の役割が期待される。

④ 共生社会と地方創生

文化芸術の領域においても地域における自主的で主体的な取り組みが求められている。地域が自らの責任と判断に基づき多様化する市民ニーズに適切に応え、地域の独自性としての様々な文化や自然、歴史などを生かしながら新しい価値を創造・発信することにより、文化芸術を通して様々な市民が社会に参画し、相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され心豊かな社会が形成される。

⑤社会情勢の変化

人生 100 年時代の到来にあたり、AI や IOT、ビッグデータなどの革新技術を取り入れた Society5.0 といわれる新たな未来社会に向け、また持続可能でより良い世界を目指す国際目標である SDGs に促した観点も施策に取り入れる。様々な文化資本を更に発掘・蓄積・支援し、文化芸術の創造性を様々な場面で活用し、掛川らしい特色ある文化芸術を発信していく必要がある。

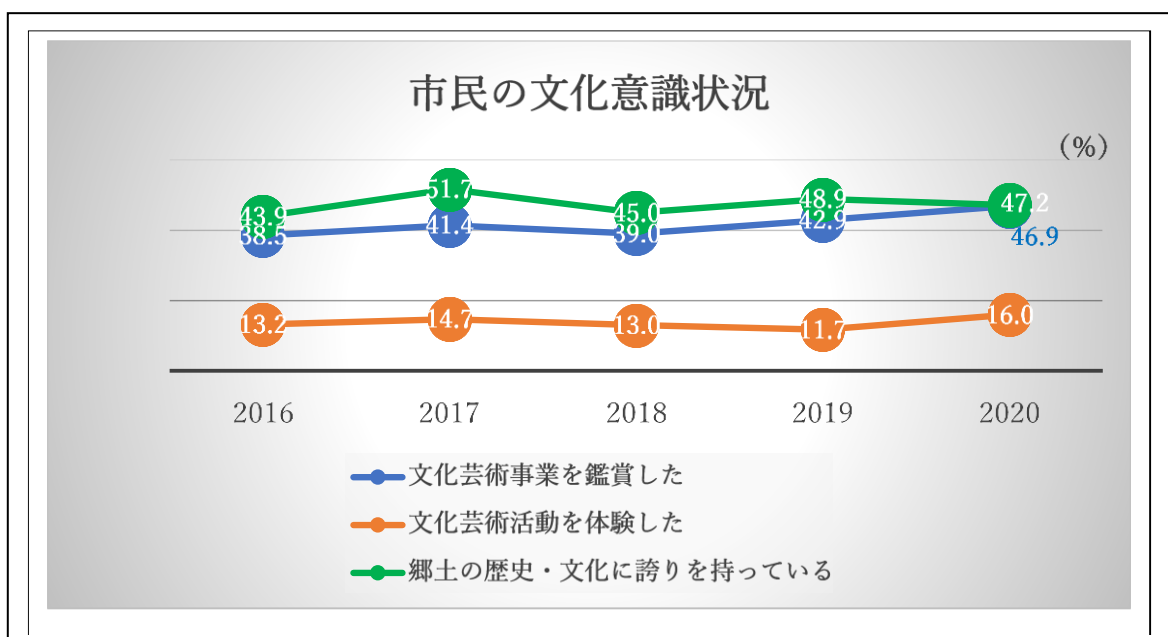
⑥デジタル化による文化芸術の変容

デジタル技術よってもたらされた新たな生活様式により、文化芸術は大きな変革期を迎えている。それは、デジタル技術が文化芸術の表現方法を多様化させ、光や色、音や振動、感触、匂いなどの人間の五感にアプローチし、体感的な感動や快感、興奮などの没入感を与えるからであり、また、それを同じ空間で同じ瞬間に他の人と共有をすることによる精神的な充足を得られるからでもある。

これらのデジタル技術は、人々の感性や創造性を喚起する新たなツールとしての価値を持つ。ものため、デジタル技術の効果的な使用について模索していくことが今後において必要となる。

⑦掛川市民意識調査

掛川市市民意識調査「市民の状況評価」データ参照



※近年の文化庁による同様調査においては、文化芸術を鑑賞した 59.2%、文化芸術を体験した 13.8%の報告がある。

(2) 文化芸術がもたらす有用性

①文化芸術そのものが持つ本質的価値

文化芸術は人々が暮らす自然や風土のなかで生まれ、育ち、身につけられ、衣食住をはじめとする暮らし、様式、価値観など、およそ人間の営みに関わる総体である。また人間が理想を実現していくための精神活動及びその効果であり、人間が人間らしく生きるための糧となるものである。

②文化芸術の社会的便益価値

文化的な施設や公演活動は、地域イメージの向上効果、文化的イメージによる地域再生への利活用、定住人口の増加、住民の参加による地域活性化、鑑賞者の満足度、ワークショップなどによる教育効果に加え、心の充実や満足などの精神的な効果を与える。

→SDGs 目標 11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

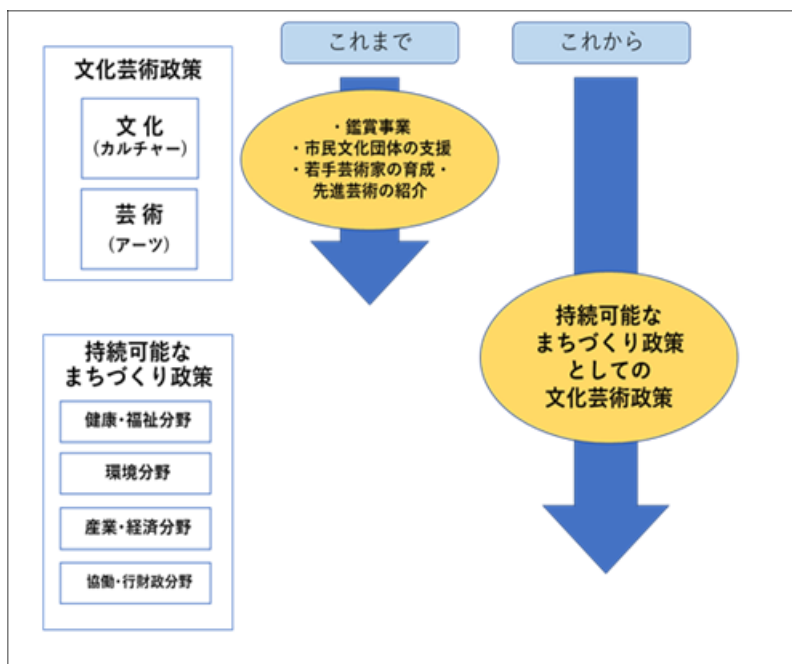
③文化芸術の社会的包摂活動

現代社会では、地域、職場、家庭などにおける人々の関係が希薄化しており、失業者、障がい者などの弱者は社会的に排除される傾向にある。文化は人と人を結び付け、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、協働し、共生する社会の基盤となる。あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成される。

④文化芸術の経済的価値

人々の生活における知恵の結晶と言える文化芸術は、次なる時代の新たな創造の基盤となる。文化の在り方は、人々の生き方や暮らし方、生活様式に大きな関わりのある経済活動に多大な影響を与えるとともに、新たな需要や高い付加価値を生み出し、より質の高い経済社会を実現する。

→SDGs 目標 8：包摂的で持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。



(3) 文化芸術関連法

①劇場法の制定

平成 24 年度に施行され、文化芸術振興基本法（平成 13 年 12 月施行）の基本理念に基づいて、事業を進める際の目指すべき方向性を明らかにすることにより、劇場・音楽堂・文化ホールなどの機能を活性化し、音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・演芸の水準の向上と振興を図るために制定された法律であり、劇場・音楽堂などの事業、関係団体および国・地方公共団体の役割、基本的施策などについて定めているものである。

②文化芸術振興基本法の成立・改正

文化芸術振興基本法の前文では、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであるとされており、地方公共団体が自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を策定・実施する責務についても併せて定められている。

平成 29 年には「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」へと改正し、文化芸術振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他各関連分野における施策を範囲に取り込むとともに、文化芸術活動を行う者の自主性・創造性の尊重とその地位の向上、文化芸術活動が活発に行われるような環境の醸成、多様な文化芸術の保護・発展、各地域の歴史・風土などを反映した特色ある文化芸術の発展を目指すこととなった。

③博物館法の改正

令和4年4月文化芸術基本法の改正を受け博物館法が改正され、社会教育法はもとより文化芸術基本法も根拠とすることになった。本改正では、体博物館と地方公共団体、学校、社会教育施設などの関係機関・民間団体が相互に連携を図るよう努めることを規定し、博物館が地域の活力の向上に寄与する役割を果たすよう期待している。

④掛川市文化振興計画の改正

令和5年3月掛川市は、基本法や博物館法の改正を受け平成26年度に施行された掛川市文化振興計画を改定し、文化芸術の推進主体として公益財団法人掛川市文化財団（以下『当財団』という。）にその役割を期待している。

2 財団のあるべき姿

（1）基本理念

「文化芸術そのものが持つ本質的価値」、「社会的便益価値」、「社会的包摂価値」、「経済的価値」を基軸に、創造性と感性豊かな文化芸術事業を展開し、協働の力で持続可能な掛川市の文化芸術を推進する。

社会の変化が急激に進む中で、人々が心豊かに生きる社会を築いていくためには、一人一人が文化について考え、文化を大切にする心を持つことが重要となる。

当財団は、文化芸術を取り巻く状況変化や文化芸術がもたらす有用性を踏まえ、人々の心の豊かさや生きる力を創出し、個々の人が共に生きる地域社会の基盤を文化芸術の力で市民と共に築いていく。

（2）基本目標

目標1 市民の文化活動支援と環境整備

幅広い人材や文化芸術団体、諸機関などと連携・協働し、文化芸術活動を支援する。

- 市民・NPO・アーティストが行う文化芸術活動への支援のためイベントコーディネイト事業を展開し、公演実施へのアドバイスなど中間支援機能を図り、特に市民プロデュース事業など市民主体の事業のための人材の育成に努める。
- 地域における文化活動に関する情報発信機能を強化する。
- 地域の価値ある芸能文化を未来の子どもたちに継承できるよう、地域の文化芸術団体を支援し、誰もが文化に親しめる土壌づくりを行う。



アクションプラン

●文化芸術人材バンク「かけがわアーツ」/イベントコーディネイト事業

掛川市の文化芸術や生涯学習活動に関わる人材情報を登録し、アーティストや指導者を探したい市民などに橋渡しをして文化活動を支援する。

●市民文化活動助成金事業

文化芸術に親しむ市内の個人・団体および文化協会に、芸術の創造や普及を図るための活動を援助する。また、文化芸術団体へ楽器の修理や事業運営などの支援を行う。

●文化情報誌『文樂里』の発行

広く市民に文化芸術の情報を発信し、文化振興の裾野を広げる。

●サポートセンターの運営

掛川市内の文化芸術活動団体のネットワーク化を図り、情報を共有する。

目標2 子供の文化体験活動の推進

未来を担う子供たちの豊かな人間性と多様な個性を育むためには、学校や家庭、地域において子供たちが参加、体験できる様々な文化活動の機会を充実させることが重要となる。多種多様な文化に触れ、体験できるプログラムを作成し、実施することや、美術館などにおいても子供向けのプログラムを充実させ、学校においてその積極的な活用を図っていきける機会を提供する。

●幼稚園、保育園、小学校、中学校に文化芸術出前授業としてアウトリーチを行い、子供たちに文化芸術に接する機会を提供する。

●美術館では子供向けパンフレットを作成し、アートカードを利用するなど鑑賞機会を促進し、アトリテラシーの向上を図る。



アクションプラン

●地元芸術家による音楽・生活文化等支援事業

掛川市出身者や市内で活躍するアーティストによる地域密着型事業を開催し、子供たちに普段触れることのない本物の文化芸術に触れることができる場を提供する。

●美術館講座／スケッチ画公募

美術館講座は、学芸員による作品解説をおこない、子どもから高齢者の方まで作品の理解を深めていただき魅力を伝える。スケッチ画公募は、二の丸美術館や掛川城など好きな景色などのテーマに沿ったスケッチ画を募集することで創作意欲の高めるとともに、郷土愛を育む。また、全ての作品を美術館内ロビーに展示し優秀作品は表彰する。

●伝統工芸体験教室

小学生を対象に人間国宝級の方々に様々な日本の伝統工芸技法を解説、体験指導をしていただき、卓越した技や日本美術の魅力、本物の芸術を堪能できる場を提供する。

目標3 文化芸術活動への場、交流の場として鑑賞機会の充実

障がいの有無や年齢、性別、国籍の違い、帰属意識などを超えて、全ての人の権利と尊厳が守られ、自立と共助に基づく人と人との新しい関係を形成できる共生社会の実現が求められている。様々な人たちが多様な価値観を認め合い、コミュニケーションできるインクルーシブな環境づくりが求められており、文化芸術と社会をより一層つなげていきたい。市民がより身近な場所で、文化活動に参加し、文化を鑑賞し、創造することができる必要がある。身近な場所で文化が育つことは、文化を大切にすることを育み、地域における文化の振興にもつながる。地域の文化芸術活動や生涯学習活動の場、地域のきず

なの維持と再生の場として市民が集い交流を深めることのできるよう独自の「文化的コモンズ」を形成し、文化芸術を鑑賞する機会を創出する。

- ボランティア、サポーター活動などを促進し市民との協働によるより地域文化の振興を図る。
- アマチュアの発表会や練習できる場の提供など、助成やアドバイスなどを含め、上演しやすい環境を整え、地域文化の向上を図る。
- 市民や企業などと共にアーティストと協働して、新しい広場の拡大を推進していく。



アクションプラン

●市民みんながアーティスト！掛川市民芸術祭

市内在住、在勤、在学の方からの作品を絵画、彫刻・手工芸、写真、書道、デジタル部門ごとに募集し、審査を行う。優秀作品は、掛川市二の丸美術館にて「市民芸術祭優秀作品展」として展示する。市民の日頃の創作作品の発表機会や身近に文化・芸術に触れる機会を提供し、文化振興を図る。

●ミニコンサート

美術館内で、地域の演奏家によるミニコンサートを開催する。お客様には、多彩な楽器による演奏と美術品の双方を堪能していただくとともに、演奏者への発表の場を提供する。

●アウトリーチコンサート

地域コミュニティセンターや介護老人施設、病院などへアーティストを派遣しコンサートなど芸術文化に触れる機会を提供し、芸術のもつ力で生きがいを創出する。

●夏休み美術館鑑賞事業

夏休み期間に市内小中学生が親子で美術館に来館できる鑑賞券を配布し、家族で芸術作品に触れ、感性を育む場を提供する。

●掛川文化未来塾講座

子どもから高齢者まであらゆる人々が文化活動に参加し、文化を鑑賞し、自ら創造する学習の機会を提供する。

●ふらっと美術館プロジェクト

文化芸術を通じて地域の活力を創出するため、美術館ロビーを文化芸術拠点として継続的に活用する。地域の様々な主体と連携して行う文化芸術事業を支援し、「人が人を呼ぶ」独自の文化的コモンズを形成していく。

目標4 文化振興による質の高い社会的効果の実現

文化の在り方は、人間の生き方や暮らし方、生活様式に大きな関わりのある経済活動に多大な影響を与える。文化は高い付加価値を生み出す源泉となっており、その創造性がもたらす効果を教育、福祉、まちづくり、観光、産業等の幅広い関連分野に波及させ、より質の高い社会への転換を促す。

- アーティスト・クリエイターなど創造的な人材の集積を進め、企業や学校、地域との協働を推進し、創造性を生かしたまちづくりを図る。
- 『掛川^得パスポート』のサービスの充実を図り、観光施設との連携を強化し、文化と観光の結びつきを図る。



アクションプラン

●掛川ひかりのオブジェ展&ステンドグラス美術館ナイトミュージアム

駅前通りをイルミネーションギャラリーとして市民や学生、企業、商店がアーティストやクリエイターとして協働してひかりの造形が彩るまちを演出する。また、ステンドグラス美術館の外観にもイルミネーションを施しナイトミュージアムを開催し、掛川らしいまちづくりを図る。

●アート鑑賞ワークショップ

所蔵品を生かしたアート鑑賞を一般企業研修に取り入れ、対話型鑑賞ガイドを実施する。「観る力」、「感じる力」を鍛え、心の中に湧き上がる感覚を「言語化する力」、「伝える力」を鍛える。正解のない課題から「多様性を受け入れる力」を養い、「美意識」を鍛える。審美眼を持つ事により、固定観念にとらわれることなく独自性を発揮できる思考を養う。

●展覧会関連講座

アーティストやクリエイターなど造形の深い講師を招き講演会やサイン会を開催し、アーティストとの触れ合いができる。創造性を生かしたまちづくりを図る。

●掛川(得)パスポート

観光はグローバルな視点で極めて重要な経済セクターになっており、今後更に急速な成長を遂げることが見込まれている。文化観光は、経済振興手段としての観光の域を超えて、掛川市の文化の振興、発展、国際交流推進の貢献に資するものである。掛川のまちの「ここにしかない」文化や風土をお得に体験し、お楽しみいただける『掛川(得)パスポート』の更なる利用促進を図り、市内の観光・文化施設へ誘客を図り、交流人口の拡大等による多様な分野への社会的効果の実現を目指す。

目標5 言葉の重視

言葉は、コミュニケーションの手段であると同時に、その言葉を母語とする人々の文化と深く結びついており、その文化を伝えるものである。日本の文化を支えてきた母国語としての日本語を大切にし、継承・発展させていくことは極めて重要である。母語で自分の意思を明確に表現できる言語能力を涵養する必要がある

- 文芸講座を開催し、古典の積極的な取り入れなど文化の基盤を構築する。
- 『文芸かけがわ』への出稿者を増やす。
- アトリテラシーの向上を図り、鑑賞者が自らの感性や言葉で文化芸術を表現することを目指す。



アクションプラン

●市民みんなが文学者！『文芸かけがわ』発行

市民から文芸作品を随筆、小説、評論、詩、短歌、俳句、川柳など部門ごとに募集し、審査を行い、作品集を発行・販売する。生きがいに満ちた豊かな人や暮らしを築くとともに文芸活動の振興を図る。

●掛川文化未来塾「文芸」講座

「おはようございます」「ありがとうございます」と声をかけながら頭を下げるひとつの文化。「おかげさまで」「おそれいます」などの謙虚な姿勢。これらは日本の特徴的な文化であり、すべて言葉を媒体として日本人の心の中に育っていく大切なものである。文化の基盤としての国語の重要性を鑑み、相手の気持ちに寄り添えるよう言葉の使い方を磨き直していく「ことば磨き塾」や古典の積極的な取り入れや名文や優れた詩歌の朗読、読書や作文などの講座を実施する。

●二の丸美術館展覧会・ステンドグラス美術館常設展

寄贈品を主軸に掛川市の歴史や文化の原点に触れ、自らの感性で芸術を表現できるようアートリテラシーの向上を図った展覧会を開催する。

【参考文献】

- ・地域文化施設における財団運営のあり方を考える（提言）
（平成 11 年 12 月 財団法人 地域創造）
- ・文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）
- ・劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）
- ・劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針
（平成 25 年 文部科学省告 示第 60 号）
- ・立法と調査「公立文化施設による地域活性化」
（平成 20 年 11 月 参議院事務局企画調整室編集・発行）
- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針」における第 3 次基本方針から第 4 次基本方針に引き継がれた社会的包摂の捉え方（平成 28 年 2 月 17 日 柴田英杞）
- ・地域の劇場・音楽堂等の活動の基準に関する調査研究
（平成 22 年 3 月 社団法人全国 公立文化施設協会）
- ・文化芸術基本法（平成 29 年法律第 73 号）
- ・文化芸術推進基本計画（平成 30 年 3 月 6 日 閣議決定）
- ・第 2 次掛川市総合計画 Vol.2（令和 2 年 3 月 改訂）
- ・掛川市民意識調査報告書（令和 2 年 6 月）